

草津栗東行政事務組合職員の懲戒の手続および効果に関する規則

令和4年10月1日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津栗東行政事務組合職員の懲戒の手続および効果に関する条例（令和4年草津栗東行政事務組合条例第16号。以下「条例」という。）第5条に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面の交付)

第2条 条例第2条に規定する書面は、辞令書および処分説明書（別記様式）とする。

2 任命権者は、前項に規定する書面を職員に直接交付しなければならない。ただし、直接に交付し難いときは、配達証明郵便等確実な方法により送達するものとする。

3 前項ただし書の場合において、第1項の書面を受けるべき者の所在を知ることができないときは、その旨ならびに当該書面に記載された事項を草津栗東行政事務組合公告式条例（令和4年草津栗東行政事務組合条例第2号）第2条第2項に定める掲示場に掲示することをもって交付にかえることができるものとし、掲示した日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

(減給の期間)

第3条 条例第3条に規定する減給の期間は、日または月を単位として定め、週休日を算入して期間の計算を行うものとする。

(停職の期間)

第4条 前条の規定は、条例第4条第1項に規定する停職期間に準用する。

(その他)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、その都度定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

処 分 説 明 書

処 分 者				
被処分者	氏 名		職 務 の 級・号給	
	職 名		所 属	
処 分 の 内 容	処 分 日 発 令 日	年 月 日	根 拠 法 令	
	処分効力 発 生 日	年 月 日		
	処分説明 書 交 付 日	年 月 日	処分の種類 および程度	
(処分の理由)				
(教示)				
<p>この処分に不服があるときは、地方公務員法第49条の2および第49条の3の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に草津栗東行政事務組合公平委員会に審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、審査請求をすることができません。</p>				